

平成29年第1回

甘楽町議会定例会会議録

第2号

3月17日（金曜日）

平成29年第1回甘楽町議会定例会会議録第2号

平成29年3月17日（金曜日）

議事日程 第2号

平成29年3月17日（金曜日）午後1時5分開議

- 日程第 1 同意第 1 号 甘楽町公平委員会委員の選任について
- 日程第 2 議案第 9 号 甘楽町景観条例の制定について
- 日程第 3 議案第10号 甘楽町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 4 議案第11号 甘楽町税条例等の一部を改正する条例について
- 日程第 5 議案第12号 甘楽町企業誘致促進条例の一部を改正する条例について
- 日程第 6 議案第13号 甘楽町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について
- 日程第 7 議案第14号 甘楽町公の施設の設置及び環境整備等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 8 議案第15号 甘楽町小口資金融資促進条例の一部を改正する条例について
- 日程第 9 議案第16号 甘楽町公共下水道事業受益者負担金に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第17号 甘楽町道路線の廃止について
- 日程第11 議案第18号 甘楽町道路線の認定について
- 日程第12 議案第19号 甘楽町総合福祉センターの指定管理者の指定について
- 日程第13 議案第20号 甘楽町地域活動支援センターの指定管理者の指定について
- 日程第14 議案第21号 甘楽町学童保育所の指定管理者の指定について
- 日程第15 議案第22号 平成29年度甘楽町一般会計予算
- 日程第16 議案第23号 平成29年度甘楽町国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第17 議案第24号 平成29年度甘楽町介護保険事業特別会計予算
- 日程第18 議案第25号 平成29年度甘楽町農業集落排水事業特別会計予算
- 日程第19 議案第26号 平成29年度甘楽町公共下水道事業特別会計予算
- 日程第20 議案第27号 平成29年度甘楽町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第21 議案第28号 平成29年度甘楽町水道事業会計予算

- 日程第 2 2 委員会審査報告 総務文教常任委員会
- 追加日程第 1 議案第 2 9 号 甘楽町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
- 追加日程第 2 議案第 3 0 号 甘楽町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 2 3 発議第 1 号 核兵器廃止条約の交渉会議に参加することを求める意見書
- 日程第 2 4 閉会中の所管事務継続審査・調査の申出書について
- 日程第 2 5 議員派遣の件について
- 日程第 2 6 一般質問 第 1 番 金 田 倍 視 (イベントの名称について)
- 第 2 番 富 岡 朝 男 (ボランティア活動の功績を表彰する
制度の創設を)
- 第 3 番 中 野 喜久勇 (織田公公園整備計画について)
- 第 4 番 山 崎 澄 子 (耕作放棄地について)
- 第 5 番 山 田 邦 彦 (交通安全対策について)
- 第 6 番 山 田 邦 彦 (社会教育団体制度 (仮称) の導入
を)

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（12人）

1番	黒澤篤君	2番	相川忠夫君
3番	金田倍視君	4番	山崎澄子君
5番	富岡朝男君	6番	江原榮和君
7番	佐俣勝彦君	8番	中野喜久勇君
9番	長谷川儀平君	10番	柳澤清次君
11番	中里芳久君	12番	山田邦彦君

欠席議員 なし

説明のため出席した者

町長	茂原莊一君	副町長	森平仁志君
教育長	近藤秀夫君	会計管理者(会計課長)	三木保広君
総務課長	松沢計作君	企画課長	富田浩君
健康課長	森田稔君	住民課長	関口幸美君
産業課長	松井均君	建設課長	高橋茂君
水道課長	吉田泰志君	学校教育課長	山崎ひづる君
社会教育課長	齋藤淳二君		

事務局職員出席者

事務局長	横尾弘	書記	飯塚香奈
------	-----	----	------

○開 議

午後 1 時 0 5 分開議

◇議長（佐俣勝彦君） 議員の出席が定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。順次議事を進めます。



○日程第 1 同意第 1 号 甘楽町公平委員会委員の選任について

◇議長（佐俣勝彦君） 日程第 1、同意第 1 号 甘楽町公平委員会委員の選任についてを議題といたします。

本件につきましては、既に提案説明が終了しております。

質疑・討論の通告がありませんので、直ちに採決に入ります。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり同意することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

◇議長（佐俣勝彦君） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり同意されました。

ここで、ただいま同意されました中野勝利君から発言を求められておりますので、これを許します。

中野勝利君は、ご登壇の上、ご挨拶をお願いいたします。

〔中野勝利君 登壇〕

◇公平委員会委員（中野勝利君） このたび公平委員会委員にご同意いただきました中野勝利でございます。一言ご挨拶をしようということで大変緊張しております。

1 期 4 年間は過ぎようとしております。私も晴れてこれでこの職をおりられるのかなと思いきや、そうもいなくて、何とんでももう 1 期やれということで強引にお願いをされて。課長自ら私の自宅の方へ出向いていただきまして、首を縦に振るまで帰らないというようなことを言われまして、あまり時間をかけていてもと思い、私のような者で役に立つのであれば、お引き受けしますということでお引き受けをさせていただきました。

公平委員会委員といいますと、非常にネーミング的には穏やかで静かな名前ですけれども、ひとたび事が起きた場合に、その責任は非常に大きいなというふうに痛感をしております。

このような若輩者の私が必要とされお引き受けをした以上、これからの4年間、日々精進をしていく所存でございます。皆さま方のご指導をお願い申し上げまして、簡単ですが挨拶とさせていただきます。よろしく申し上げます。ありがとうございます。

◇議長（佐俣勝彦君） ありがとうございます。退席を願います。

〔中野勝利君 退席〕

◇

○日程第2 議案第9号 甘楽町景観条例の制定について

◇議長（佐俣勝彦君） 日程第2、議案第9号 甘楽町景観条例の制定についてを議題といたします。

本件につきましても、既に提案説明が終了しております。

質疑・討論の通告がありませんので、直ちに採決に入ります。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

◇議長（佐俣勝彦君） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり承認可決されました。

◇

○日程第3 議案第10号 甘楽町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について

◇議長（佐俣勝彦君） 日程第3、議案第10号 甘楽町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本件につきましても、既に提案説明が終了しております。

質疑・討論の通告がありませんので、直ちに採決に入ります。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

◇議長（佐俣勝彦君） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり承認可決されました。

◇

○日程第4 議案第11号 甘楽町税条例等の一部を改正する条例について

◇議長（佐俣勝彦君） 日程第4、議案第11号 甘楽町税条例等の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本件につきましても、既に提案説明が終了しております。
質疑・討論の通告がありませんので、直ちに採決に入ります。
お諮りいたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

◇議長（佐俣勝彦君） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり承認可決されました。

◇日程第5 議案第12号 甘楽町企業誘致促進条例の一部を改正する条例について

◇議長（佐俣勝彦君） 日程第5、議案第12号 甘楽町企業誘致促進条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本件につきましても、既に提案説明が終了しております。
質疑・討論の通告がありませんので、直ちに採決に入ります。
お諮りいたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

◇議長（佐俣勝彦君） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり承認可決されました。

◇日程第6 議案第13号 甘楽町道路占有料徴収条例の一部を改正する条例について

◇議長（佐俣勝彦君） 日程第6、議案第13号 甘楽町道路占有料徴収条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本件につきましても、既に提案説明が終了しております。
質疑・討論の通告がありませんので、直ちに採決に入ります。
お諮りいたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

◇議長（佐俣勝彦君） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり承認可決されました。

◇日程第7 議案第14号 甘楽町公の施設の設置及び環境整備等に関する条例の一部を
改正する条例について

◇議長（佐俣勝彦君） 日程第7、議案第14号 甘楽町公の施設の設置及び環境整備等

に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本件につきましても、既に提案説明が終了しております。

質疑・討論の通告がありませんので、直ちに採決に入ります。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

◇議長（佐俣勝彦君） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり承認可決されました。



○日程第 8 議案第 1 5 号 甘楽町小口資金融資促進条例の一部を改正する条例について

◇議長（佐俣勝彦君） 日程第 8、議案第 1 5 号 甘楽町小口資金融資促進条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本件につきましても、既に提案説明が終了しております。

質疑・討論の通告がありませんので、直ちに採決に入ります。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

◇議長（佐俣勝彦君） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり承認可決されました。



○日程第 9 議案第 1 6 号 甘楽町公共下水道事業受益者負担金に関する条例の一部を改正する条例について

◇議長（佐俣勝彦君） 日程第 9、議案第 1 6 号 甘楽町公共下水道事業受益者負担金に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本件につきましても、既に提案説明が終了しております。

質疑・討論の通告がありませんので、直ちに採決に入ります。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

◇議長（佐俣勝彦君） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり承認可決されました。



○日程第 1 0 議案第 1 7 号 甘楽町道路線の廃止について

◇議長（佐俣勝彦君） 日程第10、議案第17号 甘楽町道路線の廃止についてを議題といたします。

本件につきましても、既に提案説明が終了しております。

質疑・討論の通告がありませんので、直ちに採決に入ります。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

◇議長（佐俣勝彦君） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり承認可決されました。

○日程第11 議案第18号 甘楽町道路線の認定について

◇議長（佐俣勝彦君） 日程第11、議案第18号 甘楽町道路線の認定についてを議題といたします。

本件につきましても、既に提案説明が終了しております。

質疑・討論の通告がありませんので、直ちに採決に入ります。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

◇議長（佐俣勝彦君） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり承認可決されました。

○日程第12 議案第19号 甘楽町総合福祉センターの指定管理者の指定について

◇議長（佐俣勝彦君） 日程第12、議案第19号 甘楽町総合福祉センターの指定管理者の指定についてを議題といたします。

本件につきましても、既に提案説明が終了しております。

質疑・討論の通告がありませんので、直ちに採決に入ります。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

◇議長（佐俣勝彦君） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり承認可決されました。

○日程第13 議案第20号 甘楽町地域活動支援センターの指定管理者の指定について

◇議長（佐俣勝彦君） 日程第13、議案第20号 甘楽町地域活動支援センターの指定管理者の指定についてを議題といたします。

本件につきましても、既に提案説明が終了しております。

質疑・討論の通告がありませんので、直ちに採決に入ります。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

◇議長（佐俣勝彦君） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり承認可決されました。



○日程第14 議案第21号 甘楽町学童保育所の指定管理者の指定について

◇議長（佐俣勝彦君） 日程第14、議案第21号 甘楽町学童保育所の指定管理者の指定についてを議題といたします。

本件につきましても、既に提案説明が終了しております。

質疑・討論の通告がありませんので、直ちに採決に入ります。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

◇議長（佐俣勝彦君） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり承認可決されました。



○日程第15 議案第22号 平成29年度甘楽町一般会計予算

◇議長（佐俣勝彦君） 日程第15、議案第22号 平成29年度甘楽町一般会計予算を議題といたします。

本件につきましても、既に提案説明が終了しております。

質疑・討論の通告がありませんので、直ちに採決に入ります。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

◇議長（佐俣勝彦君） 挙手多数。よって、本案は原案のとおり承認可決されました。



○日程第16 議案第23号 平成29年度甘楽町国民健康保険事業特別会計予算

◇議長（佐俣勝彦君） 日程第16、議案第23号 平成29年度甘楽町国民健康保険事業特別会計予算を議題といたします。

本件につきましても、既に提案説明が終了しております。

質疑・討論の通告がありませんので、直ちに採決に入ります。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

◇議長（佐俣勝彦君） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり承認可決されました。



○日程第17 議案第24号 平成29年度甘楽町介護保険事業特別会計予算

◇議長（佐俣勝彦君） 日程第17、議案第24号 平成29年度甘楽町介護保険事業特別会計予算を議題といたします。

本件につきましても、既に提案説明が終了しております。

質疑の通告がありませんので、討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。

初めに、議席12番、山田邦彦君。

◇12番（山田邦彦君） 私は、議案第24号 介護保険予算に反対の立場で討論いたします。

本事業は、社会保障制度の重要なポジションをなすものです。それだけに、使いやすい被保険者の身になった制度にするべきと考えています。

本来、いつでもどこでも誰もが十分な介護を受けられるはずで、その財源は、消費税を充てるはずでした。しかし、医療や年金など社会保障は衰退の一途をたどっています。

現役世代と高齢者ともに負担増を押し付けます。40歳から64歳までの保険料は8月から収入に応じた総報酬割を段階的に導入する。大企業社員と公務員の約1,300万人が負担増になる一方、国は協会けんぽへの補助約1,600億円を削減できることとなるようです。介護保険でも、現役並みの所得者には、2018年1月から利用料を3割にする計画と聞いています。

消費税導入後の税収は合計で約300兆円以上あります。一方で、同じ時期、大企業などの法人3税は、ほぼ同額が減税となっています。導入の翌年から日本の軍事費はぐんと伸びました。また、介護保険の実施前から指摘をされた欠陥と言える不備がそのまま残さ

れています。まず、一般の医療保険では、必要なときに日本中どこにいても必要な医療が誰でも受けられるようになっていますが、この保険では、申請をして認定までに時間がかかり、必要な時すぐにサービスが受けられることができません。また、認定されなければ、使いたいサービスが受けられません。

65歳以上の人で、約12%の人がサービスを受けていますが、あとの約88%の方は、サービスを受けないのに死ぬまで負担を背負うだけです。認定の程度により、利用限度額が決まっています、それをオーバーすると、全額自己負担となります。また、限度額の中であっても、10%の利用料の負担があり、大きな負担となっています。サービスを受けている間でも保険料を負担する、生活保護を受けている人からも保険料を集める、こんなことが挙げられます。その殆どが、以前は出していた国の負担を介護保険になったら大幅に減らしたことが原因です。

私は、国の負担をもっと増やし、当事者の負担を減らすことを望みます。もし、国が出すのを増やさなければ、町がもっとお金を出すべきと考えます。

65歳以上の保険料は、基準額を作り、算定しています。それは本人が住民税非課税で、他の世帯員に住民税の課税者がいる場合の人が基準となっています。

また、特に第1段階では、生活保護受給者の方や高齢福祉年金受給者の方、こういう方にも負担を強いています。第4段階の人まで含めても、保険料は7,250万円程で済みます。町財政の規模からいえば、ほんのわずかで済むと思います。去年の一般会計の決算でも、一般会計、その他の決算、合計すると差引残額は3億4,400万円あります。また、各基金の合計は24億円以上となっています。このお金のほんの数%を使うだけで、保険料の減額や免除などが十分にできます。

今まで何十年も町や地域、家族のために尽くしてきていただいた高齢者が、年齢を重ね、身体に不自由が出るのは当然のことです。そうなった時、受益者負担のような冷たい仕打ちをするのは正しくないと思います。普段から、町長が発言していますが、高齢者は町の財産です。しかし、本予算ではそうっていないと思います。

是非、高齢者が明るく楽しく、元気が出るような介護保険となるように願いながら、反対討論とさせていただきます。

以上です。

◇議長（佐俣勝彦君） 次に、議席5番、富岡朝男君。

◇5番（富岡朝男君） 私は、議案第24号 平成29年度甘楽町介護保険事業特別会計

予算について、賛成の立場で討論いたします。

介護保険制度は、高齢者の介護を社会全体で支える制度として、平成12年4月から事業が開始され、既に17年が経過しております。この間、要介護者やご家族が抱えてきた介護への不安や負担の解消、軽減の手助けとなり、広く町民にも理解され、定着した制度となっています。

平成29年度は、第6期の介護保険事業計画の最終年度となり、「安心していきいきと暮らせるまちづくり」を将来像とした本計画の総括を行うこととなります。本計画により、町では介護予防、日常生活支援総合事業を県内でもいち早く取り入れ、要介護状態になっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう対応しています。また、医療・介護・生活支援を包括的に確保するための地域包括ケアシステムによる新しい総合事業も始まり、今後更に多様なサービスを総合的に提供可能なものとしていく必要があります。

町の平成29年度本予算につきましては、介護保険給付費に11億1,989万1,000円が地域支援事業費に6,940万7,000円が計上され、堅実かつ適切な予算額が確保されていると思います。

介護給付費は年々増加傾向にあります。介護予防のより一層の充実を図り、要介護状態にならないよう、今後も事業の展開に努めていただきたいと思います。

以上のことから勘案して、本予算は介護保険制度の主旨を理解した予算であり、適切なものと考え、賛成討論といたします。

以上です。

◇議長（佐俣勝彦君） 他に討論の通告はありませんので、討論を終結いたします。

続いて、採決に入ります。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

◇議長（佐俣勝彦君） 挙手多数。よって、本案は原案のとおり承認可決されました。

○日程第18 議案第25号 平成29年度甘楽町農業集落排水事業特別会計予算

◇議長（佐俣勝彦君） 日程第18、議案第25号 平成29年度甘楽町農業集落排水事業特別会計予算を議題といたします。

本件につきましても、既に提案説明が終了しております。

質疑・討論の通告はありませんので、直ちに採決に入ります。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

◇議長（佐俣勝彦君） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり承認可決されました。

○日程第19 議案第26号 平成29年度甘楽町公共下水道事業特別会計予算

◇議長（佐俣勝彦君） 日程第19、議案第26号 平成29年度甘楽町公共下水道事業特別会計予算を議題といたします。

本件につきましても、既に提案説明が終了しております。

質疑・討論の通告はありませんので、直ちに採決に入ります。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

◇議長（佐俣勝彦君） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり承認可決されました。

○日程第20 議案第27号 平成29年度甘楽町後期高齢者医療特別会計予算

◇議長（佐俣勝彦君） 日程第20、議案第27号 平成29年度甘楽町後期高齢者医療特別会計予算を議題といたします。

本件につきましても、既に提案説明が終了しております。

質疑の通告がありませんので、討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。

初めに、議席12番、山田邦彦君。

◇12番（山田邦彦君） 私は、議案第27号について、反対の立場で討論いたします。

後期高齢者医療制度は、戦後必死に働いてきたお年寄りに、晩年になったら国から捨てられると感じられる制度だと思えます。「うば捨て山」と表現する人がいますが、お金を取ることを考えれば、「うば捨て山」よりも酷いこととなります。こんな制度でいいはずがありません。かつての民主党政権の時には廃止を公約していましたが、実現されずに来てしまい、大変残念に思っています。

後期高齢者制度は、75歳以上を一律に後期高齢者と決めつけ、現役世代から切り離し、全く独立した医療保険に加入させるものです。世界の国の中で国民皆保険制度の国々では、他に例がありません。それまで扶養家族になっていたお年寄りも、例外なく強制的に家族みんなが入っていた保険から切り離されるもので、まるで一家一緒に暮らしていた母屋から無理やり離れに連れて行って閉じ込めるようなものです。

政府は、後期高齢者の特性を「治療に時間も手間もかかる、認知症も多い、いずれ死を迎える」、こういうふうに規定をしていますが、こんな考え方で制度を作れば差別医療となってしまいます。保険料は減額措置があるとはいえ、生活保護受給者を除いて一人ひとりから徴収をします。それまで、扶養として支払い義務のなかった約2,000万人の高齢者の方々も保険料を払っています。

また、おとしから群馬県一律の保険料となりました。これは、町長はじめ町の関係者の皆さんの努力によって、医療費が低く抑えられていたので、保険料が安くなっていたのを他の市町村と同額の保険料にされたということで、町の努力に対する評価をしないというあらわれで同意ができません。

何より、この保険を強く求めてきたのが財界や大企業です。企業の保険料の負担増があると、企業のグローバル競争力の低化を招くとして、制度改悪を強く進めてきました。自分たちは、大きな利益を上げておきながら、国民に対して犠牲を押し付ける大変身勝手な態度と言えます。

また、来年度から低所得世帯に対する保険料の軽減措置を縮小するとのこと。所得に応じて支払う所得割は、5割軽減から2割に縮小し、元会社員の扶養家族などの定額部分も9割から7割に減らす。医療費の自己負担に上限を設ける。高額療養費制度は8月から70歳以上の1,400万人の負担上限額がかかります。年収370万円未満の場合、外来の負担上限が月額2,000円上がり、1万4,000円に、入院を含む負担上限も1万3,200円増の5万7,600円になるということです。更に、療養病床に入院中の65歳以上は、水光熱費である居住費が10月から一日320円が370円に、病状が重たい患者さんにも新たに一日200円の居住費負担が強いられると聞いています。

高額療養費の引き上げや75歳以上の医療保険料の軽減縮小は、来年度以降も段階的に実施する予定だそうです。現役並み所得者に、来年8月から利用料を3割にする計画も示されています。相次ぐ負担増は、貧困と格差の是正に逆行し、安倍政治の行き詰まりを国民に押しつけるもので、国民との矛盾を深めざるを得ません。

そもそも、日本の社会とは、77なら喜寿、88で米寿、そして、卒寿、白寿と、高齢を心から祝う社会でした。財政難を理由にして、高齢者の負担増をする、こんな政治に未来は無いと思います。私は、即中止、撤回すべきと思い、反対いたします。

以上です。

◇議長（佐俣勝彦君） 次に、議席9番、長谷川儀平君。

◇9番（長谷川儀平君） 賛成討論をさせていただきます。

私は、議案第27号 平成29年度甘楽町後期高齢者医療特別会計予算について、賛成の立場で討論させていただきます。

後期高齢者医療制度は、制度創設から9年が経過し、町民に幅広く周知され、理解も得られた制度になってきているものと認識しています。

本制度は、県内全ての市町村で構成される広域連合により運営されています。75歳以上の生活を支える医療を提供するとともに、これまで長年社会に貢献されてこられました高齢者の医療を国民みんなでしっかりと支えていく医療です。

平成29年度の歳入歳出予算は、それぞれ1億3,020万円です。歳入の主なものは、後期高齢者医療保険料及び保険料の軽減分を補てんする一般会計等からの繰入金です。歳出では、後期高齢者医療広域連合納付金が主な支出となっています。

このように、本特別会計は、町に納付された保険料と一般会計からの繰入金等を広域連合に納付することを基にした予算編成となっています。

今後も、75歳以上の方々へ医療サービスの提供と健康増進を図るため、また将来に向けて持続可能な医療制度となるよう、より一層のサービスの向上及び制度の充実に努めていただきたいと思います。

以上のことから、本事業及び予算は適切なものと考え、本議案に賛成いたします。

以上です。

◇議長（佐俣勝彦君） 他に討論の通告はありませんので、討論を終結いたします。

続いて、採決に入ります。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

◇議長（佐俣勝彦君） 挙手多数。よって、本案は原案のとおり承認可決されました。



○日程第 2 1 議案第 2 8 号 平成 2 9 年度甘楽町水道事業会計予算

◇議長（佐俣勝彦君） 日程第 2 1、議案第 2 8 号 平成 2 9 年度甘楽町水道事業会計予算を議題といたします。

本件につきましても、既に提案説明が終了しております。

質疑・討論の通告はありませんので、直ちに採決に入ります。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

◇議長（佐俣勝彦君） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり承認可決されました。



○日程第 2 2 委員会審査報告 総務文教常任委員会

◇議長（佐俣勝彦君） 日程第 2 2、審査報告を行います。

総務文教常任委員長、登壇して請願第 1 号と請願第 2 号を一括して報告願います。

◇総務文教常任委員長（江原榮和君） 平成 2 9 年 3 月 1 7 日。甘楽町議会議長佐俣勝彦様。甘楽町議会総務文教常任委員会委員長江原榮和。委員会審査報告。本委員会に付託の請願を審査の結果、次のとおり決定したので、甘楽町議会会議規則第 9 4 条の規定により報告いたします。

記。1、開催日時。3 月 1 0 日午後 4 時 1 0 分。2、場所。甘楽町役場委員会室。3、出席者。委員長、江原榮和。副委員長、中野喜久勇君。委員、黒澤篤君。委員、佐俣勝彦君。委員、柳澤清次君。4、欠席者。委員、中里芳久君。5、会議事件説明のため出席を求めた者。教育長、近藤秀夫君。総務課長、松沢計作君。企画課長、富田浩君。住民課長、関口幸美君。会計課長、三木保広君。学校教育課長、山崎ひづる君。社会教育課長、齋藤淳二君。

6、審査の状況。

請願第 1 号 若者も高齢者も安心できる年金制度の実現を求める請願。

請願の内容等を検討したところ、国の経済政策や社会保障と税の一体改革における消費税の引き上げが平成 3 1 年 1 0 月に予定されており、実現性の面において今後の動向を見極める必要があるとの意見で一致した。

よって、本請願は趣旨採択すべきものと決定した。

次に、請願第 2 号 日本政府が「核兵器廃止条約の交渉会議」に参加することを求める

意見書採択を求める請願書。

先の大戦において、我が国は世界で唯一の被爆国となり、二度と核兵器を使用してはならないとの決意のもと、平成8年12月「核兵器廃絶平和の町宣言」を決議した。

これまでに宣言に基づきさまざまな取り組みを実施しており、核兵器を廃絶し、真の平和を求める基本理念は変わることはない。

このことから、本請願はよく理解できるとの意見で一致した。

よって、本請願は採択すべきものと決定した。

◇議長（佐俣勝彦君） 総務文教委員長報告が終わりました。

これより総括質疑に入ります。ご質疑をお願いいたします。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（佐俣勝彦君） 質疑がなければ質疑を終結いたします。議席にお戻りください。

続いて、討論に入ります。討論をお願いいたします。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（佐俣勝彦君） 討論がなければ討論を終結いたします。

請願第1号について採決に入ります。

お諮りいたします。

委員長の報告のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

◇議長（佐俣勝彦君） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり承認可決されました。

次に、請願第2号について採決に入ります。

お諮りいたします。

委員長の報告のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

◇議長（佐俣勝彦君） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり承認可決されました。



◇議長（佐俣勝彦君） 日程の追加についてお諮りします。

甘楽町議会会議規則第22条の規定により、日程を追加し、追加日程第1、議案第29号 甘楽町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について、追加日程第2、議案第30号 甘楽町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について、以上2件を議題といたしたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（佐俣勝彦君） ご異議なしと認めます。よって、追加日程第1、議案第29号及び追加日程第2、議案第30号を日程に追加し、議題とすることに決定しました。



○追加日程第1 議案第29号 甘楽町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について

◇議長（佐俣勝彦君） 追加日程第1、議案第29号 甘楽町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

総務課長。

◇総務課長（松沢計作君） 追加議案書の1ページをお願いします。議案第29号 甘楽町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について。上記の議案を別紙のとおり提出する。平成29年3月17日提出。甘楽町長茂原荘一。

提案理由。「地方公務員の育児休業法等に関する法律」及び「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」の一部が改正されたため。

以上であります。よろしく願いいたします。

◇議長（佐俣勝彦君） 提案者の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。ご質疑をお願いいたします。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（佐俣勝彦君） 質疑がなければ、質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。討論をお願いいたします。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（佐俣勝彦君） 討論がなければ、討論を終結いたします。

続いて、採決に入ります。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

◇議長（佐俣勝彦君） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり承認可決されました。



○追加日程第2 議案第30号 甘楽町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する

条例について

◇議長（佐俣勝彦君） 追加日程第2、議案第30号 甘楽町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

総務課長。

◇総務課長（松沢計作君） 追加議案書の4ページをお願いします。議案第30号 甘楽町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について。上記の議案を別紙のとおり提出する。平成29年3月17日提出。甘楽町長茂原荘一。

提案理由。「地方公務員の育児休業法等に関する法律」及び「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」の一部が改正されたため。

以上であります。よろしくをお願いします。

◇議長（佐俣勝彦君） 提案者の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。ご質疑をお願いいたします。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（佐俣勝彦君） 質疑がなければ、質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。討論をお願いいたします。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（佐俣勝彦君） 討論がなければ、討論を終結いたします。

続いて、採決に入ります。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

◇議長（佐俣勝彦君） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり承認可決されました。

○日程第23 発議第1号 核兵器廃止条約の交渉会議に参加することを求める意見書

◇議長（佐俣勝彦君） 日程第23、発議第1号 核兵器廃止条約の交渉会議に参加することを求める意見書を議題といたします。

江原榮和君、登壇して説明願います。

◇6番（江原榮和君） 発議第1号。平成29年3月17日。甘楽町議会議長佐俣勝彦様。提出者。議会議員、江原榮和。賛成者。同、黒澤篤。同、中野喜久勇。同、柳澤清

次。核兵器廃止条約の交渉会議に参加することを求める意見書。上記の議案を別紙のとおり甘楽町議会会議規則第14条の規定により提出します。

核兵器廃止条約の交渉会議に参加することを求める意見書。

人類は今、破壊への道を進むのか、命輝く青い地球を目指すのか岐路に立たされています。

1945年8月6日と9日に落とされた2発の原子爆弾は、一瞬にして広島・長崎を壊滅させ、数十万の人々のいのちが失われました。生き延びた人たちも、次から次へと倒れていきました。戦後70年が過ぎた今でも被爆者は、後遺障害にさいなまれ、子どもや孫への不安を抱えながら生きてきました。

しかし、地球上では今なお戦争や紛争が絶えず、罪の無い人々が命を奪われています。核兵器を脅迫に使い、新たな核兵器を開発する動きもあります。現存する1万数千発の核兵器の破壊力は、広島・長崎の数万倍にも及びます。

人類はこれまで、生物兵器・化学兵器について、使用・開発・生産・保有を条約、議定書などで禁じてきました。そして人類は今、地球上の全てのいのちを奪い、環境を破壊する核兵器の全面廃絶を実行し、真の平和を求めています。

平均年齢80歳を超えた被爆者たちは、核兵器を禁止し廃絶する条約を結ぶことを、全ての国に求めており、生きている間に何としても核兵器の無い世界を実現したいと切望していますので、日本国政府が核兵器廃止条約の交渉会議に参加することを求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成29年3月17日。群馬県甘楽町議会議長佐俣勝彦。

内閣総理大臣安倍晋三殿。

以上です。

◇議長（佐俣勝彦君） 提案者の説明が終わりました。

ここで質疑・討論を省略して、直ちに採決に入りたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（佐俣勝彦君） ご異議なしと認めます。

発議第1号について採決に入ります。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

◇議長（佐俣勝彦君） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり承認可決されました。

○日程第24 閉会中の所管事務継続審査・調査の申出書について

◇議長（佐俣勝彦君） 日程第24、閉会中の所管事務継続審査・調査の申出書についてを議題といたします。

各委員長から、会議規則第75条の規定によりお手元に配付しました継続審査・調査の申出書のとおり、閉会中の継続審査・調査の申し入れがありました。

お諮りいたします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査・調査することにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

◇議長（佐俣勝彦君） ご異議なしと認めます。よって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査・調査をすることに決定をしました。

○日程第25 議員派遣の件について

◇議長（佐俣勝彦君） 日程第25、議員派遣の件についてを議題といたします。

会議規則第129条第1項の規定により、お手元に配付しました議員派遣の件について、お諮りいたします。

配付書記載のとおり、議員派遣することにご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

◇議長（佐俣勝彦君） ご異議なしと認めます。よって、配付書記載のとおり、議員派遣することに決定いたしました。

ここで、暫時休憩といたします。

午後1時53分休憩

午後2時02分再開

○日程第26 一般質問

◇議長（佐俣勝彦君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

日程第26、一般質問を行います。質問はあらかじめお手元に配付した質問一覧表の順により発言を許します。通告書に沿って簡潔にお願いをいたします。

最初に、質問番号1を議席3番、金田倍視君、登壇の上、質問を願います。

◇3番（金田倍視君） 「イベントの名称について」を質問させていただきます。

甘楽町の各種イベントには、近年は町外からも多くの参加者、観光客が訪れています。先人の功績により、大きく発展し、毎年NHKのニュースになるものまで、いろいろ育てていただきました。

そこで、イベントの名称に「かんら」や町を象徴する名前を付けることがより甘楽町のイメージアップになり、その宣伝効果は大きいものと思われます。

例えば、さくら祭りの中の「かんらマラソン」「織田信雄公武者行列」とか「織田家八代武者行列」、または「かんら産業文化祭」等々が正式名称になれば、マスコミはそのとおりに扱ってくれますし、今後、広く町外にまで甘楽町を発信するには町を象徴する名称が大いに効果を発揮するものと思われますが、いかがでしょうか。お考えをお聞かせください。

以上です。

◇議長（佐俣勝彦君） 質問が終了しました。

答弁を願います。

町長。

◇町長（茂原莊一君） それでは、金田議員の「イベントの名称について」のご質問にお答えをいたします。

町では、「城下町小幡さくら祭り武者行列」や「甘楽町さくらマラソン大会」など、多くの事業を実施して、観光客やイベント参加者を誘客し、町の交流人口の増加を図っているところであります。

イベントによって集客力を上げるには、どのような名称を付けるかが、これが1つのポイントであると思っております。

イベントの名称の決定にあたっては、そのイベントの対象となる人がどんな層であるか、例えば若年層であるか、高齢者の層であるか、それによっても異なってきますけれども、まずは分かりやすく、「行ってみたい」、そして「参加をしたい」を思わせるような名称とすることが、議員のご質問にもありましたように、大切であるというふうに考えております。

例えば、今年で34回目を迎えるさくらマラソン大会は、当初は「小幡二万石マラソン」でスタートしました。そして、「城下町小幡さくら祭りマラソン大会」となって、現在は「甘楽町さくらマラソン大会」と、時代の要請とともに、走路も変わりましたが、それに応じて現在の名称になってまいりました。参加者も、当初の約10倍以上の人たちが参加するような大会にまでなってきました。

もう一つ、今年で33回を数えます「武者行列」は、単に最初は「武者行列」という呼び名から始まりまして、現在の「城下町小幡さくら祭り武者行列」という名称になって、はや32年が経過をいたしました。いずれも歴史あるイベントに成長し、現在の名称で定着しておりまして、このイベントを通じて甘楽町のイメージアップにつながっているものと考えているところであります。

このように、現在町で実施している殆どのイベントの事業には、漢字の「甘楽町」か「甘楽」、または平仮名の「かんら」が使用されています。甘楽という地名は、全国でもただ1つしかない唯一無二の地名であります。甘く楽しいと書く漢字の「甘楽」、または平仮名の「かんら」、どちらも甘楽町を象徴する名称でありますので、今後も「甘楽」という町名を大切に、イベントだけでなくさまざまな事業に「甘楽」の名称を使用していきたいと考えております。

また、漢字の「甘楽」を「かんら」と読めない人も多くいるというふうに思いますので、漢字の場合にはルビを付ける、平仮名を付けるといいますかね。そういうことも検討して、これから進めていきたいと思っております。

甘楽町まち・ひと・しごと総合戦略でも、観光キャンペーン事業により、町の知名度・認知度を上げる取り組みを現在も実施しているところではございます。

ご質問をいただきましたように、今後も多くのイベントを通じて「甘く楽しい甘楽町」「甘楽」を広く周知して甘楽町のイメージアップに努めてまいりたいと思いますので、金田議員におかれましても、特段のご協力をお願い申し上げ、ご答弁いたします。

◇議長（佐俣勝彦君） 答弁が終了しました。

2回目の質問がありましたらお願いをいたします。

金田倍視議員。

◇3番（金田倍視君） ありがとうございます。実は、私が、こんなことを思ったのは、去年の2月、伊勢志摩へ同僚議員と旅行に行った時、向こうで茨城県の鹿島市から来たという70歳前後の女性の団体なんですけれども、7、8人のツアーで来た方々です。その

人たちに、「皆さんのところの売り物は何ですか」と聞いたら、もう即答で「アントラーズです」と言う。鹿島アントラーズなんですけれども、これがこの年代の女性方から即答で出てくるというのは、私、一体ここの町というのはどんなPR方法をやっているんだろうかという、そんなことを一つ感じた訳です。

その後、その女性たちと例の群馬、栃木、茨城というような話になったんですけれども、では「群馬だったら富岡製糸場は？」と言ったら、「あ、名前は知っているけど、どこなの」という。群馬も分からなかったぐらいです。では「草津温泉は？」と言ったら「行ったことはあるけど、あれは栃木じゃなかったか」という、これは冗談じゃなくて本当にそんな話でした。

それで、さくらマラソンなんですけれども、今年度の参加者が2,125人。これだけのランナーが参加しています。そのうち、町内の方が527人で24.8%。県内、町内を除いた県内の人たちが974名で、45.8%。県外、関東一円、新潟、長野まであるんですけど、この方々が624名、29.3%。ですから、町内以外の方が75%、これだけの選手が参加しています。この方々がどこかでマラソンの話をする時には、「かんらマラソン」という名義になると。「甘楽」という名前があちこちに出てくるんじゃないか。だから、「甘楽」というものに対しては非常に宣伝効果があるんじゃないかと思えます。武者行列も年々人数が増えています。これも講演会で、織田信雄さんは先生方にはあまり高評価をもらっていないんですけれども、織田信長の人気は戦国大名でもトップクラスです。もう、織田家というものに対しては、みんなかなり好印象を持っているんじゃないかと。そこで、この武者行列に「織田」というものが付けば、かなり「甘楽」というものに興味を持ってくれるでしょうし、また、武者行列が一段と人気が高くなるんじゃないのか。同じ人気者でも真田幸村ですか。あれだけテレビでやれば、今は沼田市でも上田市方面でもゆかりがある、そういう所に人が押し寄せているというような、一時的かもしれませんが織田の名前は別に一時的ではありません。何年も何年も続くと思えますので、是非こういう名称を大事にしていけることが「甘楽」、「甘楽町」というものを広めていってくれるのではないのか。甘楽町に来てくれる人でも、移住しようかと思っ

ている人も、やっぱり甘楽町という甘楽に親しみが無ければ始まる話じゃないと思えますので、是非その辺をよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

◇議長（佐俣勝彦君） 要望でよろしいんですか。

◇3番（金田倍視君） はい、結構です。

◇議長（佐俣勝彦君） ありがとうございます。

以上で、金田倍視君の質問が終了いたしました。

次に、質問番号2を議席5番富岡朝男君、登壇の上、質問を願います。

◇5番（富岡朝男君） 私は、「ボランティア活動の功績を表彰する制度の創設を」ということで質問させていただきたいと思います。

社会の円熟や少子高齢化及び福祉施設の充実等により、町内ではボランティア活動が活発に行われるようになりました。「住みたい町」「住んでよかった町」の実現のためには、更にボランティア活動が活発になる必要があるのではないのでしょうか。そのためには、行政が後押しをする制度の創設が必要と考えます。

町や社会福祉法人が行う事業や行事及び町有施設の管理等のボランティア活動について質問します。

1として、ボランティアのグループ数及び人数。

2としまして、ボランティア活動中の事故等に対する保障はどうなっているか。

3としまして、活動の功績を表彰する制度の創設の考えはどうか。

高齢化する社会に対応するために、町内のボランティア活動が積極的に行われるよう期待して質問とします。

以上です。

◇議長（佐俣勝彦君） 質問が終了いたしました。

答弁を願います。

町長。

◇町長（茂原荘一君） 富岡議員の「ボランティア活動の功績を表彰する制度の創設を」というご質問にお答えをいたします。

まず、ボランティア活動は、子どもから大人まで誰もが自分の興味や関心によって、また時間の余裕や生活スタイルに合わせて参加できる活動であります。そして、この「自分自身の自由な意志によって、援助のために進んで行動する人たち」が集まった団体がボランティアグループであると考えます。

ご承知のとおり、本町におきましては、町政の主役は町民の皆さんであり、町民の皆さんが「小さな町でも光り輝き、等しくそして安心して暮らせるまちづくり」と同時に、「共に支え合う地域福祉のまちづくり」を進めています。

このようなまちづくりの実現を図るためには、町民と行政がともに住みよい社会づくりを目指すことが必要不可欠であると思っております。ボランティア活動の自主性、そして自発性を尊重した町民のボランティア活動への参加及び支援が、今後ますます期待をされているところであります。

ご案内のとおり、町の表彰制度は「甘楽町表彰条例」、そして「甘楽町総合表彰規程」により表彰を行っているところであります。

この表彰は、他の分野、役職者との年数によるバランス等もあり、ボランティアの皆さんはこの期間をまずは短縮をして、町の現在あります「甘楽町善行者等感謝状贈呈規程」によって、まずは感謝状の贈呈を行い、その後、「甘楽町表彰条例」及び「甘楽町総合表彰規程」によって表彰を行っていくのが良いのではないかと考えており、現在、その制度の創設は考えておりません。

ボランティアグループの数等のご質問もいただきました。このことにつきましては、この後、担当課長からお答えをさせますので、よろしくお願い申し上げます。

◇議長（佐俣勝彦君） 健康課長。

◇健康課長（森田 稔君） 命によりお答えします。

ボランティアグループ数及び人数の現状ですが、福祉関係では11グループで239人が参加しております。いずれも全国社会福祉協議会のボランティア活動保険に加入しております。

大人数のグループといたしましては、環境ボランティアに1,100人が登録され、清掃や地域の環境美化活動などを行っております。

更に、社会教育関係では、楽山園友の会、大手門ボランティアで100人以上が活動しております。

学校教育関係では、町内小中学校で200人以上の地域の方に総合学習の講師として、地域の慣習や伝統などの講和、学校農園やスポーツの指導、環境整備、読み聞かせや図書の整理、小学校PTAによる通学パトロール及び見守り隊など、多様な分野においてボランティア活動が行われております。活動中の事故等に関する保障につきましては、学校支援センターボランティア保険あるいは全国町村会の総合賠償保障保険に加入しております。

以上、ご理解を賜りたく、よろしくお願いいたします。

◇議長（佐俣勝彦君） 答弁が終了しました。

2回目の質問がありましたら、お願いいたします。

富岡朝男議員。

◇5番（富岡朝男君） まず、ボランティアの数ですけど、相当数のボランティアがいるということですが、2月1日発行のお知らせ版では、楽山園友の会とさくらマラソン大会のボランティア募集という記事がありまして、これを目にすると何かあまり人がいないのかなと逆に心配になってしまいます。現状でボランティアが増えているのか、どうなのか。始まった当初は、少し高齢の方が本気でボランティアをやってくれて、段々裾野が広がってきていますから、高齢の方ができなくなってくればそれで減っちゃうんじゃないか、ボランティア活動というのはだめだと思うので。現状でボランティア活動が増えている状況なのかどうかということをお聞きしたい。

それと、ボランティア保険に入っているということですが、例えば全国町村会がやっているボランティア保険ですか。それは内容的に、例えばどんな保障がされるのか、分かる範囲で結構ですので、保障の内容を少しお聞かせいただきたいと思います。

それから、町長の答弁にありました善行者等感謝状贈呈規程の中で、感謝状を贈ると。それも1つの方法かなとは思いますが、ボランティア自身はそれこそ個人の自由の意志に基づいて自分の時間なり、そういうものを使って報酬は求めないというのが基本ですから、それでも良いのかなとも思いますが。日本ではボランティアという歴史が非常に新しい。欧米なんかに比べてまだ明治になってからの活動ですから、ボランティアという制度は非常に新しい。ですから、これを更に進めていくためには、行政がある程度の制度を作って、後押しをしてやるということも必要なかなと思います。

近隣でいえば、高崎市では高崎市福祉ボランティア顕彰規程というのがあって、ご存じだと思いますが、7年以上でかなりボランティアを本気でやってくれた方には表彰するというような規程があります。ですから、甘楽町でも町長は年数を言わなかったですが、何年ぐらいを目安にするのか。それとも、総合表彰の善行者表彰というのは、大体1年に2人か多くて3人ですから、なかなか20年以上ボランティア活動しないと表彰されないんじゃないかなと思いますので、是非町長の言われた感謝状でもいいですから、なるべく早くのうちに大勢の方に差し上げて、ボランティア活動を活発にしていくという方法が良いんじゃないかなと思いますが、その辺についてもお答えいただければと思います。年数であれば、お答えいただければありがたいと思うんですが、どうでしょうか。

◇議長（佐俣勝彦君） 町長。

◇町長（茂原莊一君） 最初に、年数のご質問をいただきました。町の総合表彰はご存じのように、例えば議会議員は6年以上とか、消防団は15年以上とか、そういう年数があるかた決まっております。その年数が非常に長いということで、もう少し年数を下げろというご意見があつて、給食ボランティアでありますとか、いろんなボランティアの方たちを年数を下げて、約10年ぐらまで下げて表彰している経過がございます。

その前の段階について富岡議員から質問があつたんだと思いますけれども、例えば半分の5年なり7年なり、その辺でここにあります「甘楽町善行者等感謝状贈呈規程」というのがありますから、これに該当して、多くの方たちにまず感謝の意を申し上げます。そして、引き続いてボランティアを続けてやっていただいた方には、それこそ皆さんと同じ同等の善行者表彰を行うと、このことが良いんじゃないかなというふうに今自分でも考えております。その辺はご理解をいただきたいと思ひます。

保障の内容等につきましては、この後、課長からお答えさせます。

◇議長（佐俣勝彦君） 健康課長。

◇健康課長（森田 稔君） それでは、命によりお答えさせていただきます。

まず、ボランティアが増えているかという話なんですけれども、これについては増えている状況です。グループ数、それと人数的にも増えるような傾向で来ております。ご承知をいただければと思ひます。

そして、2つ目ですが、保障内容という形でございます。福祉関係では、先程、社会福祉協議会のボランティア保険に入っているというような話をさせていただきました。これにほとんど福祉関係のボランティアグループは入っております。なので、これの内容だけ説明させていただければと思ひます。

死亡等後遺症があると、ちなみに1,400万円程出るような形になります。それと、入院等されますと、一日7,000円保障します。それと、ボランティアが逆にけがをさせたり、加害者になるようなケースもあろうかと思ひます。その場合、最高5億円まで、状況にもよると思ひますけれども、そんな形の保障になっておりますので、ご承知おきいただければと思ひます。

以上です。

◇議長（佐俣勝彦君） 答弁が終了しました。

3回目の質問がありましたら、お願いいたします。

富岡朝男君。

◇5番（富岡朝男君） ありがとうございます。なるべく多くの方が感謝状なりをいただいて、またやる気を起こしていただいて、「甘楽町に住みたい」、また「住んでよかった」、そういうふうなまちづくりを是非心がけていただきたいと思います。これは要望で結構です。ありがとうございます。

◇議長（佐俣勝彦君） 町長。

◇町長（茂原莊一君） 先程、年数を言いましたけれども、10年という言い方をしましたけれども、10年以上というふうにご理解をいただければと思っております。

◇5番（富岡朝男君） 了解しています。

◇議長（佐俣勝彦君） 以上で、富岡朝男君の質問が終了しました。

次に、質問番号3を議席8番中野喜久勇君、登壇の上、質問を願います。

◇8番（中野喜久勇君） 「織田公公園整備計画について」質問いたします。

2月の全員協議会で発表されました織田公公園整備計画について、次のとおり質問いたします。

1番といたしまして、実施事業年度はいつか。着工から完成までの期間。

2番、用地の買収面積はどのくらいで、全体の面積はどのくらいか。

3番、全体の事業費用について、補助事業で実施すると思うが、補助金と一般財源の割合と概ねの金額。

4番、投資効果について。

5番、完成後の管理についてはどうするのか。

以上について、町の考え方を伺います。

以上でございます。

◇議長（佐俣勝彦君） 質問が終了しました。

答弁を願います。

町長。

◇町長（茂原莊一君） 中野議員から「織田公公園整備計画について」のご質問をいただきました。

まず、甘楽町は四季折々の豊かな自然と歴史、そして伝統、文化に恵まれた町であるというふうに思っております。その中で、国指定名勝「楽山園」、そして名水百選、世界かんがい施設遺産に登録された「雄川堰」など、先人から引き継がれた歴史的な遺産が数多く残されております。

そして、これまで議員の皆さん並びに町民の皆さんのご理解をいただき、歴史的な遺産を磨きながら、町の活性化と交流人口の増加に努めてきたところであります。

議員もご承知のとおり、「織田宗家七代の墓」については、城下町小幡の歴史や町の成り立ちを知る上で、大変重要な史跡でありますけれども、現在整備があまりされていないのが現状となっております。

今回、国の交付金、いわゆる国の補助事業を受けて織田公公園の整備事業により、かけがえの無い遺産を後世に引き継ぐとともに、楽山園と並ぶ織田宗家の遺構として観光拠点となる所であり、更に交流人口の増加が見込まれると期待をしているところであります。

これからも町の歴史や文化を活かした美しいまちづくりに取り組み、町民の皆さんはもとより、多くの人に甘楽町を訪れてもらい、活力あるまちづくりに繋げていきたいと考えております。

工事期間、工事費等の細かなご質問をいただきましたので、この後、詳細につきましては担当の課長からお答えをさせますので、よろしくお願いを申し上げます。

◇議長（佐俣勝彦君） 建設課長。

◇建設課長（高橋 茂君） それでは、命によりましてお答えします。

ご質問1つ目の実施事業年度につきましては、平成28年度から平成31年度までの4年間で計画しております。

ご質問2つ目の面積についてでございますが、買収面積が7,258平方メートル、全体の面積では1万3,000平方メートルとなっております。

ご質問3つ目の事業費については、全体事業費を約1億6,500万円で計画しております。このうち、国からの交付金は事業費の45%となりますので、交付金が7,425万円で、一般財源が9,075万円となります。

4つ目の投資効果についてのご質問については、定量的な指標の目標値は設けておらず、歴史・文化遺産を活かしたまちづくりを推進し、地域の活性化を図ることを目標としています。

織田公公園の整備を国指定名勝「楽山園」、本年度に整備が完了した「旧小幡藩武家屋敷松浦氏屋敷」、名水百選・世界かんがい施設遺産の「雄川堰」などと有機的に繋ぎ、回遊性を高めて、地域の活性化を図りたいと考えております。

ご質問5つ目の完成後の管理については、町で管理を行い、シルバー人材センター等への委託を検討したいと思っております。

以上、ご理解を賜りたく、よろしくお願ひ申し上げます。

◇議長（佐俣勝彦君） 答弁が終了しました。

2回目の質問がありましたらお願いいたします。

中野喜久勇議員。

◇8番（中野喜久勇君） 織田家の貴重な財産で、その後、小幡藩は松平家が跡を継ぎますが、松平家のお墓が1つありません。東京の弘福寺という所に葬られているようですが、そういう意味からすると大変貴重な遺産だと思います。

先日、現地に行ってみたんですけれども、およそ5反歩のところに崇福寺が建っていて、宝暦8年と明治4年に本堂が消失して、石塔の北側の年代が古い3基ぐらいがかなり崩れておりました。それに対して、昔は上屋があったそうですけれども、上屋をかけるかどうか。

それから、仮称で織田塀というのが予定されているようですけれども、その用地の北から西にかけて富岡市方面の眺望が大変良くて、そこで耕作している人も、「ここは本当に景色が良いんだよ」という話をしていました。ですから、塀を造ることについても、その眺望を勘案して、できるだけ見晴らしの良いようなものにしたらどうかと思います。

また、電柱が3本建っておりますが、その電柱をどうするんだろうというような話もありました。

そういったものを含めて、今後計画していただければありがたいと思います。

以上でございます。

◇議長（佐俣勝彦君） 町長。

◇町長（茂原莊一君） 今、またご意見をいただきました。屋根をかける部分については、発掘をして、一応、昔の図面がありますので、それにならって歴史的なものを考慮しながら、それぞれのものに屋根をかける予定で進んでおります。

それともう一つ、電柱でありますけど、土木事務所の工事で崇福寺前の県道に歩道を造る予定でいます。上から歩道が来ていますので、その歩道はずっと下へ行く訳ですけれども、それに伴って土手の工事を土木事務所の方で行いますが、ちょっと道路が織田公園の方へ入ってきますので、それに合わせて電柱の移転は土木事務所の工事の方でやってもらう予定で今考えているところです。

それから、塀の高さでありますけど、確かに中野議員が言われますように、ある程度高い塀ができると見渡しがきかなくなってしまうかもしれませんが、織田公のお墓まで上がる

と、大丈夫だというふうに思っています。しかし、その塀で景色が見えなくなるのではなくて、多少の築山みたいなものを真ん中に造って、そこであずま屋的な休憩小屋みたいなものを造って、そこで一定程度の眺望が見られるように。乗用車等が入ってくると、塀の下に隠れるぐらいで、バスはちょっと高いから塀から出ますけれども、その辺のことは十分考慮しながらこれからまた計画を立てて、眺望、そして電柱、そして織田公の7つの墓、その辺についてはまた検討しながら進めてまいりますので、よろしく願いいたします。

◇議長（佐俣勝彦君） 答弁が終了しました。

3回目の質問がありましたら、お願いいたします。中野喜久勇議員。

◇8番（中野喜久勇君） 地域の住民の人のご意見を参考にして、建設していただければありがたいと思います。

以上です。終わります。

◇議長（佐俣勝彦君） 続いて、質問番号4について、議席4番山崎澄子君、登壇の上、質問を願います。

◇4番（山崎澄子君） 議長の登壇のお許しを得ましたので、私は、「耕作放棄地について」、質問させていただきます。

現在、耕作放棄地は解消されず増加しているように見受けられるとともに、最近では構造改善地区にもかなり広がってきています。これらの土地は、鳥獣の住みか、害虫の発生にはこの上ない場所かと思われます。放棄地が増加することで懸念されることは、登下校の児童生徒、散歩中の住民に人的被害が出ないか。被害農地拡大で、収量が減少し、農業経営に影響しないか。このように懸念される諸々の問題を減少させることが急務と思います。

現在の町の取り組みとして、1、鳥獣害対策の実施状況はどうなっていますか。

2、新規就農事業の進捗状況はどうでしょうか。

3、今後予定している新規事業はありますか。

以上をお伺いいたします。

◇議長（佐俣勝彦君） 質問が終了しました。

答弁を願います。

町長。

◇町長（茂原莊一君） それでは、山崎議員の「耕作放棄地について」のご質問にお答え

いたします。

耕作放棄地に関連して、有害鳥獣等々のご質問をいただいた訳でありますけれども、耕作放棄地の増加は、甘楽町のみならず全国的な傾向でありまして、その解決はどこもが大きな課題となっているというふうに思っております。

平成27年の農林業センサスによりますと、耕作放棄地は全国で42万3,000ヘクタール、甘楽町でも平成27年度末の調査によれば、181ヘクタールとなっております。

ご承知のとおり、今年度より農業委員会法の改正によりまして、農地利用最適化推進員が創設され、農業委員会が機動的、組織的に改編されまして、現場活動が一層強化され、農地中間管理事業の実効性が今、高まっているところであります。

甘楽町農業委員会では、耕作放棄地の状況把握を毎年1回、ご存じのように行っているところであります。その速報値では179ヘクタールとなっております。耕作放棄地の拡大がやや頭打ちの兆候にあることは、大変喜ばしいことだというふうに思っております。

この要因は、関係機関のご尽力によりまして、農地中間管理機構の利用者が12名、3.2ヘクタールの契約が今年度初めてなされた成果ではないかというふうに考えております。この場をお借りして感謝申し上げたいと思っております。

しかし、農業を取り巻く環境は、依然厳しく、耕作放棄地の発生要因として考えられます農家戸数の減少、そして高齢化の進行、農業後継者や担い手不足等の基本的な問題が解決しておりません。

議員ご指摘の有害鳥獣の増加等、さまざまな課題が農業を取り巻いておりますので、今後も関係機関と連携をして耕作放棄地の解消に努力をしてみたいと考えております。

なお、現在の町の取り組み等につきましては、この後、担当課長からお答えをさせていただきますので、よろしくお願ひ申し上げます。

◇議長（佐俣勝彦君） 産業課長。

◇産業課長（松井 均君） 命によりお答えいたします。

ご質問いただきました鳥獣対策の実施状況ですが、近年、甘楽町におきましても、畑が狭く傾斜し、形が悪いなどの中山間地域を中心に鳥獣被害が深刻となっております。

国の資料などによりますと、野生鳥獣による農作物の被害の6割が獣類、4割が鳥類によるもので、獣類では9割がイノシシ、鹿等によるものとの報告がございます。

町では、甘楽町鳥獣被害対策実施隊により、イノシシや鹿など前年度を上回る駆除を達

成しております。

1月には、被害が多い地区の区長さんを中心とした関係者の皆さんと協議を重ね、防護柵を設置する案がまとまりました。

来年度、国の鳥獣被害防止総合対策事業を活用し、小幡地区に約1.1キロメートルの防護柵を設置すべく、取り組みを進めているところでございます。

次に、新規就農事業の進捗状況についてですが、今年度、新たに2人の方が新規就農者として認定され、茂原町長を表敬訪問し、上毛新聞に掲載されたことはご記憶に新しいことと思います。

現在、国から認定された新規就農者は3人です。今後も、「人・農地プラン」の推進により、関係機関と協力し、町内外からの新規就農者の発掘に努めてまいります。

最後のご質問の今後予定している新規事業についてですが、今月22日に開催されます甘楽町地域農業再生協議会に荒廃農地解消対策部会の設置を提案する予定でございます。

来年度以降、関係機関と協力し、低利用農地いわゆる2号遊休農地を対象とした「遊休農地一斉耕起の日」を設定し、地域ぐるみで耕作放棄地を解消する取り組みに努めていく予定です。

山崎議員におかれましても、町の耕作放棄地解消に特段のご協力をお願い申し上げます。

◇議長（佐俣勝彦君） 答弁が終了しました。

2回目の質問がありましたらお願いいたします。

山崎澄子議員。

◇4番（山崎澄子君） ありがとうございます。小幡地区に防護柵1.1キロメートルということで、これだけではやはり四足のものは移動が非常に早いものですから、それ以上の設置を、結局、人間が柵に囲まれるような形になってしまうかと思えますけれども、そういった柵の延長をさせていただくようにお願いします。

それと、新規就農者なんですけれども、2名の方が就農されるということですが、もう就農している人にちょっと話を伺ったんですが、1人は農家の息子さんですので、農業に入るには何ら差しさわりは無いかと思うんですけれども、まるっきり新しく、例えばこの町にIターンをして、新規就農しようということになった場合、やはりまず土地の問題、それから農業機械、これが非常にネックだという話を聞きました。今、農地中間管理機構、これは平成28年度農業委員会法が改正になりまして、こういったものができたとい

う形なんですけれども、やはり農業委員さんに聞きましたら、地域の農地はなかなか把握できないと言うんですね。それで、結構この農地どうかということも難しいんだよというように言っていました。もっとも、農業委員さん、この4月で1年目になる新しい方だったので、おいおいそういったことは分かってくるかと思えますけれども。やはり、こういったことが非常にネックになるということ。それから、Iターンで来た方、まるっきり農業に関しては、素人なもので、農業に対しての耕作から始まってとか、種まきから始まってというものなんだろうが、やはりアドバイザー、農業指導者センターに伺っても、伺えばそれなりにですけれども、常に聞けるようなそういうアドバイザー的な人がいないとかなり難しいですねということをおっしゃっていました。

新規就農者が増えることによって、耕作放棄地も減っていくと思いますので、是非この辺りのことは町の方でも進めていただきたいと思います。Iターンの方がもっと増えるように。

私の質問は以上です。

◇議長（佐俣勝彦君） 要望でよろしいのでしょうか。

◇4番（山崎澄子君） はい、そうですね。結構です。

◇議長（佐俣勝彦君） それでは、以上で山崎澄子君の質問が終了いたしました。

次に、質問番号5及び6を議席12番山田邦彦君、登壇の上、一括して質問願います。

◇12番（山田邦彦君） 私は、2つのことについて質問いたします。

まず、「交通安全対策について」です。

日本は、かつて「交通戦争」という言葉がマスコミを賑わせていました。

その後、モラルやマナーの向上、そして教育の徹底など、法整備などのソフト面、インフラ整備や車両の改善などのハード面にかけて、いろいろな対策を強化し、1970年をピークに交通事故死亡者も減り続け、ついにおととしは1949年以来実に67年ぶりに4,000人を下回ったとのことでした。

しかし、まだまだゼロに向けての努力や取り組みが必要です。是非対策をとしたいと思います。

近年の事故死を見ると、65歳以上の方が多数を占めているのは周知のことです。一方で、町の宝、国の宝でもある子どもたちもこの10年間、全国で1,040人が犠牲となっています。その約半数が歩行中です。自転車運転中の225人と比べると2倍以上となります。これまでもスクールゾーンや交通監視員の配置など、いろいろな対策をしてまいりましたが、もっと対策をとる必要があるのではないのでしょうか。

①例えば、子どもたちが被害者にならないように、また万が一被害に遭ってもより軽く済むように、子どもたちに歩行者でもヘルメットの配布などを行い、着用をさせること。

②また、子どもたちが加害者となる例もしばしば聞きます。自転車で高齢者をはねてその示談金が数千万円になるとか、その子の一生が真っ暗になってしまう。また、家族みんなが不幸になる事例もあると聞いています。一定の基準を作り、満たされない場合は、自転車の運転を禁止することも必要だと思いますが、いかがでしょうか。例えば、子どもたちの自転車の検定。あるいは、免許制度などを作り、行う。また、もれなく自転車の保険に入るように指導、あるいは教育を徹底すること。

③としまして、日常的に交通事故防止の大きな役割を果たしてくれているカーブミラーの新設は区長会などで取りまとめをし、行っているのは承知をしていますが、カーブミラーの保守や管理の仕方はどうなっているか、伺います。具体的に、どのような人がいつどういうふうにやっているか、お知らせください。ゆがんだり、かすんだりして見えづらいカーブミラーもたくさん見受けられますが、その鏡の蘇生法などありましたらお知らせください。老朽化などで機能が落ちたミラーの交換時期、そしてそのプロセスをお知らせいただきたいと思います。また、曇らないカーブミラーの設置を何か所かしていただいておりますが、地域別の設置数などをお知らせください。

④最後に、その他、町で対策を考えていることなどありましたら、ご紹介をいただきたいと思います。

次に、「社会教育団体制度（仮称）の導入を」ということです。

「町おこしプラン」で有料化されました公民館や文化会館などの公の施設の貸館料の減額や免除を求める声は非常にたくさん聞こえます。しばしば一般質問でも取り上げられていますが、改善するという回答は得られていません。

営利を目的とするものや会員同士の親睦のみを行う団体や個人があると思いますが、それ以外は基本的には全て無料とするのが基本と思っています。是非実施をと思いますが、いかがでしょうか。

仮に、社会教育団体制度を作り、登録制にし、管理をすれば良いのではないのでしょうか。対象となるのは、例えば社会教育団体関係は、社会教育団体、ボランティア団体、学習団体及び自主グループ活動の団体として、公の支配に属さない団体であること。継続的かつ計画的に社会教育に関する事業を行うことを主たる目的とし、事業の成果が十分期待できる団体であること。規約または会則を有すること。団体の年間予算のうち、大半が社

会教育に関する事業に支出されていること。主たる活動の場所及び団体の本拠地を甘楽町内に有すること。住民に広く開かれた団体であること。そして、団体の事務は、行政機関等に依存すること無く、団体会員が自主運営をしていること。こんなことが考えられると思いますが、いかがでしょうか。

以上です。

◇議長（佐俣勝彦君） 質問が終了しました。

質問番号5及び6について、一括して答弁を願います。

町長。

◇町長（茂原莊一君） それでは、山田議員から2つのご質問をいただきました。

まず最初に、「交通安全対策について」のご質問にお答えをしたいと思います。

警視庁の統計から、交通事故発生件数、負傷者、そして死亡者数は、年々、先程も言われましたように減少しているものの、スピードの出し過ぎ、飲酒運転、携帯電話中の運転など、交通ルールを無視した行為は依然後を絶たず、小学生が登下校中に命を奪われるという悲惨な交通事故が新聞、テレビ等の媒体を通して報道されております。

当町では、交通事故死ゼロを目指して、7年間交通事故死がありませんでした。一昨年に交通死亡事故が発生してしまったことはご承知のとおりであります。

当町では、引き続き交通死亡事故ゼロ、そして、少しでも交通事故者を出さないため、運転者への交通安全に対する意識の高揚、そして交通弱者と言われる子どもや高齢者など、交通事故の被害に遭いやすい人へ配慮した交通事故防止にこれからも積極的に取り組んでいく所存であります。

また、交通安全施設の整備につきましても、必要に応じて実施をしていく所存でありますので、ご理解をお願い申し上げます。

子どものヘルメット、自転車、カーブミラー等のご質問をいただきました。その詳細につきましては、この後、担当課長からお答えさせますので、よろしくお願い申し上げます。

そして、もう一つ、「社会教育団体制度の導入」、このご質問をいただきました。

公の施設の使用料の減額そして免除については、社会教育団体制度を作り登録した団体の使用料を基本的に無料にとのご質問であります。公民館、文化会館など公共施設の使用料については、平成27年12月議会で、「公民館等公共施設の貸室使用料について」、中野喜久勇議員から文化協会の加入団体の減少の中、文化協会の組織を強化するため、貸

室の無料化、文化会館の使用料20%軽減のご質問をいただき、お答えをしてきたところ
であります。

その中で、公民館運営審議会の意見を聞くべく、平成28年3月に開催された公民館運
営審議会において、「公民館の使用料について」ご審議をいただき、意見を聞きました。
意見は、「無料にすべき」という意見と、「施設の維持や光熱費などかかるのだから、
受益者負担は必要」との異なる意見があり、現在、「無料化」という結論には至りませ
んでした。今回、また山田議員から改めて無料とするための「社会教育団体」の登録制度や
対象となる団体の認定基準をお示しいただきましたので、それらにつきまして今後、公民
館等公共施設の使用料の減額そして免除する団体の登録をまず検討して、そして併せて団
体の減額、そして免除についても検討していきますので、ご理解を賜りたく、よろしくお
願い申し上げます。

◇議長（佐俣勝彦君） 学校教育課長。

◇学校教育課長（山崎ひづる君） 命によりお答えいたします。

質問番号5番の①につきましては、県内の小学校に確認したところ、通学時にヘルメッ
トを着用している学校につきましては、316校中24校でした。ヘルメットについて
は、1年生の準備品として家庭で購入していただいているようです。

当町では、1年生に黄色い帽子を町からお祝いとしてお渡ししております。今後におい
ても継続していきたいと考えておりますので、現段階ではヘルメットを町から配布、着用
の考えはございません。

②についての1つ目ですが、各小学校では、毎年交通安全教室を実施しております。学
校によって多少異なりますが、3、4年生は富岡警察署、交通指導員の協力によりまし
て、自転車教室を行っております。校庭内で交通ルールに従って実際に走行訓練を実施し
まして、実施後は安全に気を付けて校区内の利用ができることとしております。

子どもたちの自転車の検定、免許制度を作るについては、現段階では作る考えはござい
ませんが、交通安全教室を講習会と捉え、操作に慣れていない児童については、今後も十
分注意するよう指導していきたいと思っております。

2つ目ですが、自転車走行は、被害者となるだけでなく、加害者にもなり、時には、高
額な賠償責任を負うこともあり、保険への加入の必要性が問われております。当町におい
ては、新学期に県小中学生総合保険（こども総合保険）の加入促進を行っております。任
意保険のため、もれなく加入するよう教育、指導することにつきましては、難しい面もあ

りますが、極力全員が加入できるよう引き続き加入促進をしていきたいと考えております。

以上、ご理解を賜りたく、よろしく願いいたします。

◇議長（佐俣勝彦君） 総務課長。

◇総務課長（松沢計作君） それでは、命によりお答えいたします。

質問番号5番、③の1つ目のカーブミラーの保守・管理につきましては、交通安全協会各支部の役員さんを中心として、地域住民の皆さまにより、道路清掃時などに合わせて必要に応じて実施していただいております。

2つ目の、ゆがんだり、かすんだりして、見えづらいミラーの蘇生法ですが、ある程度の汚れやくすみなどは、洗剤やクリーナー等で除去できる場合もありますが、衝撃などによるゆがみや直射日光、経年劣化等によるくすみなどにおいては、鏡面交換を行う対応をさせていただいております。

3つ目の老朽化などで機能が落ちたミラーの交換時期とそのプロセスですが、設置されている場所や環境により、老朽化及び機能低下は違ってきますので、交換時期の設定は特にしておりません。したがって、随時、各区長さんからの連絡をもとに、現場確認をさせていただき、状況判断の上、対応させていただいている状況であります。

4つ目の曇らないカーブミラーの設置状況ですが、現在、試験的に福島地区鎌倉街道沿いに2カ所、4基設置をしております。他の地区の設置はありません。

④のその他の交通安全対策ですが、ソフト面では主に各時期の交通安全運動の期間中として、夜間における反射ベストの着用指導、自転車用反射材の配布、子ども・高齢者への交通安全教室、シートベルトの着用指導、交通パトロール等、交通事故防止に努めていく所存であります。

また、ハード面では、カーブミラーの鏡面仕上げは、経費節減のため、一番安価なアクリル鏡面仕上げを部材としていますが、経年劣化によるくすみは顕著なため、若干経費は上がりますが、外部衝撃や経年劣化に強いステンレス鏡面仕上げへの変更や停止線、横断歩道等の修繕を必要に応じて検討していきたいと考えております。

以上、ご理解を賜りたく、よろしく願い申し上げます。

◇議長（佐俣勝彦君） 答弁が終了しました。

質問番号5について、2回目の質問がありましたらお願いいたします。

山田邦彦議員。

◇12番（山田邦彦君） まず、①なんですけれども、今現在では考えが無いということなんです、もう何年前に同じ質問をさせていただいた時に「検討します」、いろんな保護者ですとか、その他にもいろいろ聞いてみますというふうな答弁があったんですが、その辺りはどういうふうになっていますでしょうか。

それと、②なんです、慣れてない人にはもっと丁寧に教えていくみたいな話があったんですけど、慣れてない人に対して、慣れるまでは乗らないような指導が必要かなと思うんですね。一歩外に出れば、本当に被害者にも加害者にもなる。重大事態が起きるのももう目に見えている訳なんで、十分にそういう乗り方の指導、援助をしていただいて。免許というと、多分抵抗があるんだと思うんですね。管理されるというか。資格みたいな形になりますからね。それにしても、社会に自転車を取り出す訳ですから、やっぱり責任が出てくる訳なので、きっちりとしていただきたいと思うんですが、免許制度というと抵抗があれば、修了書みたいな安全運転があなたはできるようになりましたというようなものを発行をして自覚を高めていくことが大事かなと思うんですが、その辺りいかがでしょうか。

それと、保険の方なんです、全員加入するようにいろいろ促進ということなんです、今現在でどのぐらいの人が入ってられるか、入ってない人はどのぐらいいらっしゃるか。もし分かれば教えていただきたいと思います。

③ですが、最初のことは了解しました。

2つ目のとこなんですけれども、一般に通りながらカーブミラーを見る時に、見えづらいものが結構あるんですね。そういう時に、区長さんを通してという話でしたが、それぞれの地域でたまたま通行した時に、その場所がどの区に属するかとか、分からないことも多いと思うんですね。そういう場合に、基本的には区長さんを通していただくのが一番早く分かりやすいと思うんですが、町の担当に直接話をしても、そういうふうな対処ができるような構えといいますか、連絡した時に気持ちよく受け付けしてもらえれば良いと思うんですが、それは区長さんたちに頼んでみてくれという形にしないで、やっていただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

それと、曇らないカーブミラー、これも何年前に質問させていただいて、今後設置するものはなるべくそういう形でしたいと思うという答弁いただいたと思うんですね。伺いましたら、まだまだ少ない感じです。町中である気象条件がそろいますと、本当に曇ってしまって、凍ってしまって全く役に立たないところが多々見られますので、是非そういっ

た調査をして、含めて対処していただきたいと思いますと思いますが、いかがでしょうか。

◇議長（佐俣勝彦君） 学校教育課長。

◇学校教育課長（山崎ひづる君） それでは、ヘルメットの関係なんですが、県内の24校のうち、東毛地区が7割で、安全ヘルメットを着用しています。また、6月から10月については、熱中症対策等のためにヘルメットをかぶらなくてもよいという学校がほとんどになっているようであります。

先程の質問でもありましたように、以前にも質問されたという部分については、申し訳ございませんが、確認をしておりますので、再度確認をしてお答えしたいと思います。

それと、修了書の部分については、学校だけではなくて、警察、それから総務課等々、今後検討しまして、どういった形で出せるのか、また警察等の絡みもあると思いますので、そのことについてはまた検討させていただければありがたいと思います。

それと、保険の加入率につきましては、任意保険の加入ということで、毎年新学期に学校で全家庭に配付をいただいているんですが、実際今の加入率等を申しますと、小学校3校で632人中21名、中学校で349人中25名という形になっております。ですから、加入率は低い部分がありますので、今後また学校の通信だとかを通じまして、呼びかけて加入をいただけるよう指導していきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

以上です。

◇議長（佐俣勝彦君） 総務課長。

◇総務課長（松沢計作君） 命によりお答えいたします。

まず、③番の関係ですが、ゆがんだりかすんだり、区長さんを通してという話なんですが、基本的には区長さんを通してということなんですが、山田議員がおっしゃるとおり、地区の分からない場所、どっちの行政区か分からない場所につきましては、町に直接連絡をもらえれば、町の方で対処したいと思います。ただ、やはり区長さんには、どうしても区の代表ということですのでやってもらわなければなりませんから、町の方からまた区長さんにお話をして、一緒に立ち会ってもらう等の方法をとりたいと考えております。

それから、4番の曇らないミラーということで、前の質問の時は検討するという答弁だったのですが、ちょっとその辺も認識不足で、申し訳ないと思っております。

ただ、やはりカーブミラーの場合は、交通安全対策の事業ということで、予算の範囲も決まっていると。年間約160万円ぐらいの予算で、国から交通安全対策の特別交付金と

いう交通違反に対しての交付金が出ます。大体この範囲の中で予算運用させてもらって、毎年カーブミラーを設置しているという状況であります。今、アクリル板とか、ステンレス版ということで、若干アクリルよりステンレスの方が高いんですが、今は、アクリルからステンレスに変えたいという考えを持っているところであります。

ですので、ちょっと曇らないミラーとなりますと、確かにメリットがあるんですが、金額的にも高いというのがあります。要するにガラスの部分がやっぱり重たいという関係で、どうしても支柱の口径も太くなると。そんな関係がありますので、再度検討したいと思いますが、全てが全て曇らないミラーという訳にはいきません。年間に区長さんからの要望が約20基上がってきます。今年には要望が13基ということで、既に設置を7基させてもらいましたが、予算等もからみますので、十分検討させてもらいたいと思いますので、ご理解をお願いいたします。よろしく申し上げます。

◇議長（佐俣勝彦君） 答弁が終了しました。

3回目の質問がありましたら、お願いいたします。

◇12番（山田邦彦君） 了解しました。

◇議長（佐俣勝彦君） 続いて、質問番号6について、2回目の質問がありましたら、お願いいたします。

山田邦彦君。

◇12番（山田邦彦君） これは今後検討していただけるという話です。ただ、さっきの話じゃないですけど、検討するだけでなく、実現のために検討していただきたいんです。ある人にたまたま言われたんですけど、どうして有料なのという話で。いえ、今までいろいろあったのよという話をしたんですけども。要するにこの社会教育団体という話、その他いろいろ書かせてもらいましたが、その会がその活動をすることによって、例えば健康増進なり、その他のいろいろな情報交換なり、いろいろな多世代の交流なりするおかげで、例えば心身が元気になって、医療費が減るとか、その他のいろんなコストのかかることが少なくなるとか、そういうことが全国的に証明されている部分がある訳ですよ。ですから、そういうところがやはり町長がリーダーシップをとっていただいて、いわゆる審議会に丸投げするのではなくて、方向をきちんと定めていただいて、検討していただければ、もっと住民の皆さんが喜ぶ利用しやすい制度になるのかなと思います。

去年の12月の定例会の中で話が出たのは、趣味で好き勝手に集まるようなイメージで使う時にはという話を町長、されたと思うんですね。そうじゃなくて、社会に対するア

クションがある、効果の出る可能性のある団体は認めてあげて、減額あるいは免除をしていただくと、明るく楽しい甘楽町になると思いますので、是非そういう立場で投げかけていただければと思いますが、いかがでしょうか。

◇議長（佐俣勝彦君） 町長。

◇町長（茂原莊一君） 先程お答えしましたように、平成27年12月定例会で、中野議員の時にもお答えをいたしました。その中では、一定程度の使用料といたしますか、受益者の負担というのをお願いするというところで、現在まで来た。

しかし、文化協会等々の使用料の減免をもっと検討すべきというご意見をいただきまして、丸投げをした訳じゃありませんけれども、審議会等の意見も尊重しながらということで今日まで来たところであります。

今回また、今、山田議員から今後はもう少し厳格に社会教育団体の登録制をして、それがどういう団体であるかを審査しながら登録をして、そしてその登録された団体が減額になるか、免除、免除それはただになる訳ですけども、その団体として適切かと。これからまた積極的に教育委員会等々と相談しながら、公運審等とも相談しながら、その団体の登録制度をまず検討して、その後、どういう形で登録された団体はその使用料は減額になりますよ、もしくは無料になりますというものを明らかにしていきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

◇12番（山田邦彦君） 了解しました。

◇議長（佐俣勝彦君） これをもちまして、一般質問が終了いたしました。

○字句等整理委任の件

◇議長（佐俣勝彦君） 以上で、平成29年第1回甘楽町議会定例会の全日程が終了いたしました。

お諮りします。

会議規則第45条の規定により、字句等の整理については議長に一任願いたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（佐俣勝彦君） 異議なしと認めます。

よって、字句等の整理につきましては、議長に一任願います。

○町長挨拶

◇議長（佐俣勝彦君） 以上で、本定例会に上程されました全議案の審議が終了しました。ここで、町長から定例会閉会にあたり挨拶の申し出がありますので、これを許します。

町長。

◇町長（茂原莊一君） 平成29年第1回甘楽町定例会の閉会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

今議会定例会におきましては、平成29年度の一般会計及び各特別会計の当初予算、そして条例の制定・改正、平成28年度の一般会計及び各特別会計の補正予算、そして人事案件、町道路線の認定・廃止、指定管理者の指定など、それぞれ慎重にご審議を賜りました結果、全て原案通りご議決、ご同意を賜りまして、誠にありがとうございました。お礼を申し上げます。

本会議、全員協議会などで皆さまから寄せられました数々のご意見、ご提言等は、常に念頭に置いて、今後の町政執行に当たりたいと考えておりますので、今後ともご指導、ご協力を賜りますよう重ねてお願いを申し上げます。

開会時の挨拶でも申し上げましたけれども、間もなく平成28年度から平成29年度へと年度が切り替わります。しかし、行政はとどまることができませんし、切れ目なく続いているのでありますから、私と職員、一丸となって新年度を元気にスタートさせ、積極果敢に取り組んでまいりますので、議員をはじめ、町民の皆さんのお力添えを是非賜りたいと存じます。

3月19日日曜日の「楽市楽座 in かんら」から、いよいよ「キラッと甘楽観光キャンペーン」の「甘楽春祭り」が本格的にスタートいたします。議員の皆さまにも、各イベントにご出席の上、盛大に開催できますよう、ご指導、ご協力の程お願いを申し上げますとともに、この時期、健康に十分留意の上、ますますご活躍を賜りますようご祈念を申し上げます次第であります。

そして、本日、こうして大勢の傍聴者の皆さんにお越しをいただきました。大変ありがとうございます。今後におきましても、議会そして町に対して関心を高めていただきますようお願い申し上げます。長時間にわたり傍聴いただきましてありがとうございました。

皆さんにお礼を申し上げ、閉会のご挨拶といたします。ありがとうございました。

◇

○議長挨拶

◇議長（佐俣勝彦君） 議長より挨拶を申し上げます。

去る9日に開会されました今定例会も上程された全ての案件を滞りなく議了し、ただいまをもって無事閉会の運びとなりました。

定例会中は、終始熱心なご審議を賜りました議員各位をはじめ、円滑な議会運営にご理解とご協力をいただきました執行各位に厚く御礼を申し上げます。

今回上程議決されました平成29年度一般会計予算において、子育て支援や福祉の充実を図るための総合福祉センターの建設事業及び町の発展に大きく寄与する甘楽パーキングスマートインターチェンジの整備事業が予算計上されました。

財政が大変厳しい状況とは存じますが、町民が安全で安心して暮らせるまちづくり、また将来の人口減少を少しでも抑えられる事業を推進していただきたいと思います。

執行各位におかれましては、今後も、町民ファーストを基本に一層の努力をいただき、より効率的な事業推進と予算執行に努められることをお願い申し上げる次第でございます。

また、本日、こうして大勢の皆さんにお越しいただき、長時間にわたり傍聴いただきありがとうございました。

私ども議会も「信頼される議会」「開かれた議会」を目指し、町当局、町民の皆さんと力を合わせ、町政の課題に全力で取り組んでいきたいと思っておりますので、今後においても、議会に関心を高めていただき、再度傍聴いただければ幸いです。

結びに、日一日寒さが和らぎ、過ごしやすい季節となりますが、議員各位並びに執行各位におかれましては、健康に十分ご留意をいただき、町政発展のためにますますご活躍されますことを心からご祈念申し上げ、閉会の挨拶といたします。

◇

○閉 会

◇議長（佐俣勝彦君） 以上で、平成29年第1回甘楽町議会定例会を閉会いたします。

午後3時15分閉会

上記の会議の次第は、議会事務局が作成したもので、その記載の内容が正確であることを認め、ここに署名する。

議会議長 佐 俣 勝 彦

署名議員 江 原 榮 和

署名議員 中 野 喜 久 勇